

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松島市は、健康増進に関する事務における特定個人ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

健康増進に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、個人情報の保護に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

徳島県小松島市長

## 公表日

平成29年2月28日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談その他市民の健康の増進のために必要な事業の実施、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析に関する事務を行う。</p> <p>小松島市は、健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①事業対象者であることの確認及び通知</li><li>②事業提供の際に必要な個人情報の確認</li><li>③事業の結果(記録)の保存及び管理</li></ul>
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバ、ID連携サーバ(団体内統合宛名システム)

## 2. 特定個人情報ファイル名

健康増進管理ファイル
------------

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の76の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第五号) 第54条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長	健康増進課長 田淵恭子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小松島市保健福祉部健康増進課 徳島県小松島市横須町1番1号 0885-32-3551
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小松島市総務部総務課 徳島県小松島市横須町1番1号 0885-32-2123

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

